

佐世保市ふるさと教育協賛制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西九州させば広域都市圏（以下「広域圏」という。）の子どもたちのふるさと教育の学びを広げ、広域圏への愛情や誇り、地元で働き・暮らす意識を醸成し、延いては広域圏の未来を担う人材の育成と若者定着、活力あるまちづくりに繋げるために、佐世保市少年科学館（以下「科学館」という。）が取組むふるさと教育の趣旨に賛同する企業及び団体（以下「企業等」という。）がふるさと教育を協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協賛 企業等が科学館に対して、ふるさと教育の実施等に要する資金の提供を行うことをいう。
- (2) 地元学習 地域の産業や人材と出会うふるさと教育を推進するために、地元経済を支える多様な企業・団体を知る契機を得る学習をいう。
- (3) 生活環境学習 地元で暮らす意識を醸成するふるさと教育を推進するために、下水道の仕組みやゴミ分別の大切さ等を知る契機を得る学習をいう。
- (4) 広域圏学習 地域の魅力を心と記憶に刻むふるさと教育を推進するために、広域圏を構成する市町の歴史や自然等の魅力を知る契機を得る学習をいう。
- (5) 星きりりサポーター 科学館が取組むふるさと教育の趣旨に賛同し協賛を行う企業等をいう。

(ふるさと教育)

第3条 科学館が社会教育分野において取組むふるさと教育の内容は、地元学習、生活環境学習、広域圏学習とする。

(協賛金の使途)

第4条 協賛金は、ふるさと教育に係る経費と良好な学習環境を維持するための佐世保市総合教育センター環境整備に係る経費に充てる。

（協賛の申込等）

第5条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、市長に対して、佐世保市ふるさと教育協賛制度申込書（様式第1号）を提出する。

2 市長は、申込書の提出があった場合であって、第13条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、佐世保市ふるさと教育協賛制度申込受理書（様式第2号）により通知する。

（協賛金の支払等）

第6条 協賛を行おうとする企業等は、前条第2項の規定による通知を受けた場合、申込受理書とともに送付される納入通知書により協賛金を納付する。

2 協賛金は、一口当たり10万円とし、企業等の希望に応じた口数を納付できるものとする。

3 領収書は、同条第1項に定める納入通知書と兼ねている領収証書をもって代える。

4 市長は、納入通知書に記載した納付期限までに協賛金の納付が確認できない場合は、第5条第2項の規定による申込受理を取り消すものとし、申込者に対し、佐世保市ふるさと教育協賛制度申込受理取消書（様式第3号）により通知する。

（星きらりサポーターの決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による企業等からの協賛金の納付を確認後、申込者を星きらりサポーターとして決定し、佐世保市ふるさと協賛制度星きらりサポーター決定通知書（様式第4号）により通知する。

（協賛期間）

第8条 協賛期間は、申込者が協賛金を納付した日の属する月の翌月の初日から1年間とする。

（協賛期間の延長）

第9条 星きらりサポーターから協賛期間満了日の1か月前までに別段の意思表示がない場合は、協賛期間は自動的に1年間延長されるものとし、令和9年3月31日を限度に以降も同様とする。

(協賛期間延長時の協賛金支払等)

第10条 第9条に規定する協賛期間を延長する星きりりサポーターは、協賛期間満了日前に送付される納入通知書により協賛金を納付する。

2 協賛金は、一口当たり10万円とし、星きりりサポーターの希望に応じた口数へ変更し納付できるものとする。

3 領収書は、同条第1項に定める納入通知書と兼ねている領収証書をもって代える。

4 市長は、納入通知書に記載した納付期限までに協賛金の納付が確認できない場合は、第7条の規定による星きりりサポーター決定を取り消すものとし、佐世保市ふるさと教育協賛制度星きりりサポーター取消通知書(様式第5号)により通知する。

(星きりりサポーターの広報)

第11条 市長は、科学館の予算の範囲内において、地元学習として、星きりりサポーターの広報を次の各号により行う。

(1) 科学館展示コーナー広報

(2) 科学館ホームページ／SNS広報

(3) プラネタリウム広報

(4) リーフレット／イベントチラシ広報

(5) その他必要となる広報

2 科学館が広報する期間は、協賛期間中とする。

3 星きりりサポーターは、協賛期間中において、自らの広報媒体等を活用して、本取組の協賛企業であることを広報することができる。ただし、広報を行う場合は、その内容及び方法についてあらかじめ科学館と協議する。

(共同教室の実施)

第12条 市長は、科学館の予算の範囲内において、地元学習として、星きりりサポーターと調整の上、実施可能な範囲内において、共同教室を次の各号により行う。

(1) 工場見学

(2) 農業体験

(3) その他の体験教室等

(企業等の募集等)

第13条 市長は、星きらりサポーターの募集要項を定め通年募集する。ただし、申込者が次の各号に該当する場合は、申込者と認めないものとし、申込者に対しその旨通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者又は科学館を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者

(2) 佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 法令又は公序良俗に反する行為を行った者

(4) その他不適当と判断する者

2 市長は、星きらりサポーターが、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、佐世保市ふるさと教育協賛制度星きらりサポーター取消通知書(別記様式第5号)により通知する。

(協賛の終了)

第14条 星きらりサポーターが協賛の終了を申出る場合は、協賛期間満了日の1か月前までに、佐世保市ふるさと教育協賛制度協賛終了申出書(様式第6号)を市長に提出する。

(協賛金の返還)

第15条 星きらりサポーターから協賛の終了の申出があった場合及び第13条の規定により協賛を取り消した場合においては、原則として、協賛金を返金しない。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 2 4 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。